

第6期第19回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月27日(月) 午後4時30分から午後5時05分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第1研修室

3. 出席委員 ○(27名)

4. 欠席委員 △(0名)

1番	清瀬利一	○	11番	中澤浩	○	21番	佐々木保成	○
2番	鈴木秀子	○	12番	佐田正彦	○	22番	金谷仁	○
3番	清野薫	○	13番	藤岡健人	○	23番	梅藤勝	○
4番	小笠原正実	○	14番	森山幸治	○	24番	青木茂美	○
5番	山谷和彦	○	15番	石崎代里子	○	25番	田代英孝	○
6番	山本好一	○	16番	土田泰弘	○	26番	藤江政利	○
7番	毛利武	○	17番	伊藤正人	○	27番	中島勝美	○
8番	林利輝	○	18番	貞廣賢治	○			
9番	宇南山浩利	○	19番	平島道弘	○			
10番	星力	○	20番	遠藤一三	○			

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件

第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第7 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第8 議案第3号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件

第9 議案第4号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

第10 議案第5号 農地移動適正化あっせんに関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁一事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生

穂別支局一支部長 高木龍一郎、主査 藤野 真稔

7. 会議の概要

事務局長 | 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会	長	【会長挨拶】
議	長	本日の出席委員は２７名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第６期第１９回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 それでは、日程第１「議事録署名委員の指名」ですが、１７番・伊藤 正人委員と１８番・貞廣 賢治委員の両名を指名したいと思いますよろしくお願いしますでしょうか。 （異議なし）
議	長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第２「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告３件、議案５件の合わせて８件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （異議なし）
議	長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。それでは、日程第３ 報告第１号「農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第１号、朗読及び説明】 ２ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計５件・９筆・６７，９１７㎡となっています。 １番から５番まですべて農地保有合理化事業に先立ち所有権が北海道農業公社になるため解約に至ったものです。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第１号について、質問意見はありませんか。 （質問、意見なし）
議	長	質問意見がありませんので、報告第１号は承認することに決定いたします。 それでは、日程第４ 報告第２号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第２号、朗読及び説明】 １月につきましては、議案に記載のとおり、１月１０日に川西地区委員会・川東地区委員会、１月１４日に穂別地区委員会を開催しております。 川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定２件について審議し適当と判定、また、あっせんの申し出１件について審議した結果、農地中間管理機構の買い入れが必要と判断したところです。

主	査	川東地区委員会では、あっせんの申し出４件について審議した結果、１件について申出内容・譲受候補者等適当と判定し、３件について農地中間管理機構の買い入れが必要と判断したところです。 穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定６件について審議した結果適当と判定したところです。 なお、あっせんの申し出内容については４ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。以上でございます。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第２号について、質問意見はありませんか。 （質問、意見なし）
議	長	質問意見がありませんので、報告第２号は承認することに決定いたします。 続いて、日程第５ 報告第３号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第３号、朗読及び説明】 先月の総会でご決定いただきました買入協議の結果についてご報告申し上げます。 なお、買入協議結果については、議案６ページから８ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上でございます。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第３号について、質問意見はありませんか。 （質問、意見なし）
議	長	質問意見がありませんので、報告第３号は承認することに決定いたします。 続いて、日程第６ 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【議案第１号、朗読及び説明】 １０ページになります。 １番と２番共に使用貸借権を設定し耕作しておりますが、期間満了を迎えるため同様の内容により更新の申請があったものです。 以上２件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり農地法第３条第２項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。 １１ページから１４ページまで、それぞれ、図面、調査書を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。
議	長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1	番	1 番について現地を確認してきましたので、報告します。 期間満了に伴う再設定の案件ですが、現在も●●さんが経営主として野菜を中心に水稻の作付をしており、更新後も同様の計画となっています。 ●●さんのこれまでの耕作状況から今後も適切に耕作されるとともに周辺の農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
2 6	番	2 番について現地を確認してきましたので、報告します。 2 番の期間満了に伴う再設定の案件ですが、現在も●●さんが経営主として牧草・水稻を作付をしており、更新後も同様の計画となっています。 これまでの耕作状況から、今後も適切に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第 1 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
主	査	ご異議がないようですので、議案第 1 号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第 7 議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。 事務局より議案の説明を求めます。なお本案件中、●●委員が被設定人となっているため、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。 ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第 2 号、所有権移転関係、朗読及び説明】 1 6 ページから、所有権移転 3 件です。 1 番から 3 番までいずれも、報告第 3 号でご報告申し上げました買入協議に伴う所有権移転となっています。 続いて、2 0 ページから利用権設定 8 件です。 【議案第 2 号、利用権設定関係、朗読及び説明】 1 番、2 番は、先月の総会で元の耕作者が経営規模縮小をするため合意解約の報告をしたところですが、新たに利用調整が整ったためそれぞれ利用権を設定するものです。

主	査	3 番から 5 番は、●●さんの離農に伴い、各地域の担い手に利用権を設定するものです。 6 番から 8 番は、それぞれの所有者が昨年まで別の農業者と利用権を設定しておりましたが、期間満了により新たにそれぞれの農業者へ利用権の設定を行うものです。 以上、所有権移転 3 件 9 筆・利用権設定 8 件 13 筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。 所有権移転関係は 17 ページから 19 ページに、利用権設定関係は 22 ページから 29 ページにそれぞれの図面を添付しておりますので、ご確認のうえご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし) 質問意見がありませんので、議案第 2 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第 2 号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第 8 議案第 3 号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。 事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第 3 号 朗読及び説明】 31 ページになります。 ●●さんは、平成 19 年よりすでに経営主として営農を継続しておりますがあっせん事業申込者に対しましては、これまで登録がなされていなかったため今回、申し込みを受けたものでございます。 なお、●●さんの経営形態に対する経営面積につきましても、基準を満たしており問題ないことを申し添えます。 以上 1 件の登録につきまして、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第 3 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)

議	長	ご異議がないようですので、議案第 3 号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第 9 議案第 4 号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。
主	査	【議案第 3 号 朗読及び説明】 33 ページになります 本件につきましては、先ほどの地区委員会の報告でも申し上げましたとおり認定農業者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。 なお、34 ページから 41 ページまで、それぞれの町長宛の要請書、図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第 4 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第 4 号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第 10 議案第 5 号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。なお、本案件中、●●委員が譲受適格者となっているため議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第 5 号 朗読及び説明】 43 ページになります。 以上、1 件の実施について、44 ページに図面を添付してございますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第 5 号は、原案のとおり決定することにご

議 長 異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、2月25日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。